

令和 3 年度の障がい者差別解消法に基づく本市状況 について

令和３年度の本市状況について以下のとおり報告します。
令和３年度は２件申出がありました。

事例１

【相談・申出等】

図書館にて身体障がい者の方から当日の新聞を複写して持って帰りたいと申し出があったが、当日の新聞の複写はできない旨を伝えたところ、郵送代等は負担するので翌日に複写して郵送してほしいと依頼されたが、図書館で公金の取扱いはできないため、複写の郵送サービスは実施していないことを伝えました。

そのことについて、「私は身体障がい者で、後日改めてコピーのために図書館に来庁するのは困難である。郵送等の対応が出来ないことは合理的配慮に欠けている（私の特性に配慮していない）のではないか。」と申し出がありました。

【対応】

図書館で複写物の郵送ができる手順を作成しました。

また、職員間で合理的配慮についての考え方を共有しました。

事例２

【相談・申出等】

城陽秋花火大会２０２１にかかる広報じょうよう１０月１日号の記載について、「花火の音が聞こえたら YouTube 生配信」と記載していましたが、聴覚障がい者の方より、聴覚障がいがある場合、聞こえないため、同居家族がいなかったり、情報を伝えてくれる周囲の助けが得られない等の人は生配信を視聴する機会を最初から得られない。聴覚障がい者に健常者に準じた生配信開始の気づきを得る機会（音がなったら、生配信のURLを見る等行動に移せる機会）を検討してほしいと申し出がありました。

【対応】

市のツイッターで、１０月４日に花火打ち上げ終了と URL を掲載し、アーカイブ配信を見ることができるようになりました。